

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月3日(火)	鴨川市役所4階大会議室	鴨川市横渚1450	【受付】 9:00~15:00 【相談】 9:30~15:30
2月4日(水)	南房総市千倉保健センター2階	南房総市千倉町瀬戸2705-6	
2月9日(月)~2月13日(金) (祝日を除きます。)	館山税務署	館山市北条1164	

«対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
2 紹介所得または年金所得、若しくはその両方がある方

«対象とならない方»

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方など)
2 贈与税・相続税に関する相談のある方

«入場整理券を当日配付します!»

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「**入場整理券**」を当日配付します。
○ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

«留意事項»

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
○ 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
○ 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
○ お昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
○ 申告書等の提出のみの場合は、館山税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
なお、申告書等を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター千葉西分室となりますのでご注意ください。
【宛先】〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室